

第六章

警備・衛生

一 警察制度

(一) 本山警察署の沿革

明治四年廃藩置県の実施により、高知県も「県治条例」を制定した。その条例の中の「県治職制」の項に「聴訟課」を設置した。これが現在の県警察本部の前身である。各県は聴訟課の執行機関として、警察出張所を設けて警察業務を推進した。

江戸時代の与力、同心・横目・目付・徒目付・目明しなどの名称のもとに行われていた警察職制は廃止され、邏卒、捕亡吏等の制度を経て、明治八年（一八七五）十月警部・巡查の制に統一された。

同年十二月内務省は各府県に対して、警察出張所（後に警察署と改称）と巡查屯所等の設置基準を示した。高知県もこれに基づき、明治九年に次の第一警察出張所から第五警察出張所を設置した。

名称	設置場所	明治十年改称
第一警察出張所	高知市西弘小路	高知警察署
第二警察出張所	安芸郡田野村	田野警察署
第三警察出張所	香美郡赤岡村	赤岡警察署
第四警察出張所	高岡郡須崎村	須崎警察署
第五警察出張所	幡多郡中村村	中村警察署

当時の大豊町の行政区画は、高知県第五大区であったので、第一警察出張所の管内に置かれた。

明治十年一月二十六日付けで従来の各警察出張所は、それぞれ警察署と改称された。

同十一年六月十一日に高知警察署本山分署が長岡郡本山村に設置されて、現在の本山警察署が誕生した。しかし、その所属についてはその後次のように種々の曲折があった。

明治十二年一月四日、高知警察署の所管として新しく川口分署（本山郷）・黒石分署（豊永本郷）・戸手野分署（豊永郷雨坪）が開所された。当時、分署の創設に際しては地元の有力者に寄付を求めたらしく、その感謝状が大久保桑名家に保存されているので、これを掲示する。

士族 大久保村

桑名 定親

明治拾参年五月黒石分署

建築費トシテ金壹円差出

候段奇特之至候事

明治拾四年五月

高知県
高知
県印

川口（現大豊町川口）に巡查派出所が設置されたことについて、飯田家文書は次のように語っている。

明治十年頃ヨリ八、九年間、当川口ニ高知警察署巡查派出所ヲ被置タ。夫ハ西南動乱ノ節、高知県土族モ之ニ応ズ風評ノ際ナルヲ以テ交通取締ノタメ一等巡查ヲ長トシテ以下ノ巡查昼夜五、六名詰切り交通人又ハ宿泊人ノ取締リヲシタ。

この文書が正確なものであれば、川口の所管である高知警察署が第一警察出張所から名称を変更した年であり、昼夜五、六人の巡查を常駐させることは極めて異例のことであろうと思われる。

文中にもあるように、この年二月西郷隆盛ら鹿児島士族によって西南の役が起こり、熊本鎮台が攻撃された。この

ため政府はこのような暴動が全国に波及することを恐れ、各県に警戒するよう指示をした。県においても県外との最大の幹線である川口を重点的に警備をさせたものであろう。

明治十三年十二月十六日、制度の改革に伴い高知警察署本山分署は本山警察署に昇格した。その後明治十六年八月三日、本山警察署は再び分署に降格した。この変遷の過程で川口・黒石・戸手野の各分署は廃止させられ、高知警察署管下の分署は本山分署だけが残った。

明治二十一年二月二十七日に本山分署は、同十九年に設置された後免警察署の分署としてこれに移管された。その後逐年の変革で同三十四年四月一日現在で高知県下の警察署は八か所、分署は九か所となっていた。

明治四十五年四月一日に後免警察署は、大篠村に移転され大篠警察署と改称した。このため本山分署は自動的に大篠警察署本山分署と改称された。

大正二年八月現在本山分署の管轄区域は次のとおりであった。

長岡郡の内 本山町、東本山村、西豊永村、東豊永村、吉野村、田井村

土佐郡の内 地藏寺村、森村、大川村、本川村

天坪村は大篠警察署の所轄であった。

同五年九月二十七日、本山分署は再び本山警察署に昇格し同年十月一日から実施された。

1 巡査交番所

明治八年当時から設立された県下の巡査交番所も数次の変遷を重ねて、同十四年一月一日現在で本山警察署（旧）管内の巡査交番所は黒石交番所だけとなっていた。

2 巡査派出所

明治二十年十一月五日、従来の交番所を巡査派出所と改め、本山分署管内の所在地は次のとおりであった。
 船戸、桑瀬、地藏寺、川口、黒石、西峰の六か所（○印は大豊町、以下同じ）また後免警察署山田分署の管内として戸手野巡査派出所が設置された。しかし、この巡査派出所の制度は短命で翌同二十一年五月には巡査駐在所と改められた。しかし高知市街地はこの派出所の制度が続けられた。

3 巡査駐在所

明治二十一年五月高知市街地以外に設置された巡査駐在所は、県下百六十三か所で本山分署管内は次のとおりである。

田井村、瓜生野村、上関村、川口村、黒石村、下土居村、西峰村、立川下名村刈谷の八か所であった。

戸手野村の巡査駐在所は後免警察署の所轄であった。

4 巡査駐在所等所在地の推移

明治四十年三月現在大豊町内の巡査部長派出所及び巡査駐在所の所在地は次のとおりであった。

巡査部長派出所 西豊永村（寺内）

巡査駐在所 杉、穴内、立川、寺内、川戸、大滝、西峰

天坪村には後免警察署所轄の駐在所を置いた。

西豊永村巡査部長派出所（寺内）は明治三十九年一月一日に設置され、その後県下的には廃止あるいは転換等もあ



本山警察署（本山町）

ったが、本山分署が本山警察署に昇格（大正五年）した後も存続し受持区域は、西豊永村、東豊永村、大杉村とし、管内の巡査の指導監督と民衆応接の改善を目的とした。

大正十五年末の本山警察署の組織は次のとおりであった。

警部 一人 巡査部長 三人 巡査 十九人 請願巡査 一人
 一般職員（技手）一人 計二十五人

請願巡査とは、銀行、会社、町村、個人など特定のものから特別の目的をもって配置の要請を受け、それに基づいて配置された巡査のこと。この請願巡査の配置のための必要な費用は請願者の負担とし、請願巡査は受益者たる請願者のみに奉仕する警察活動を任務とした。本山警察署に勤務した請願巡査は大川村白滝鉦山に派遣されていたものである。

昭和二年一月末現在の本山警察署の所轄は次のとおりである。

長岡郡の内 本山町、吉野村、田井村、大杉村、西豊永村、東豊永村

土佐郡の内 森村、大川村、本川村、地藏寺村

天坪村は大篠警察署の所轄であった。

その後県下では一部所轄の変更もあったが、本山署は変動もなく昭和二十年の終戦時まで続いた。

昭和初年における巡査部長派出所は県下で七か所であったが、その中に西豊永村派出所が含まれている。

昭和二十年十二月西豊永村部長派出所は警部補派出所に昇格したが同二十五年十月一日に再び部長派出所となった。請願巡査制度も終戦後間もなく廃止となった。

(一) 国家地方警察と自治体警察

昭和二十年十月四日、GHQから発せられた覚書に基づき従来の警察機構が大きく改正されて昭和二十三年三月七日から施行された。この警察法の特徴は、(一)、警察の地方分権を図るため市制地及び人口五千人以上の町村に自治体警察を設置し、国家地方警察と自治体警察の二本立てとしたこと、(二)、警察の民主的管理機関として中央及び地方に公安委員会制を採用したこと、(三)、警察の責務を厳格に限定したこと、などである。

このため嶺北地方にも次のとおり地方警察署と自治体警察署の二署が並設された。

嶺北地区警察署 本山町

管轄区域 大杉村、西豊永村、東豊永村、田井村、地藏寺村、森村、大川村

本山町警察署 本山町

管轄区域 本山町全域

市及び人口五千人以上の町村に自治体警察を設置すべし、とされたため当時の町村は大きくとまどった。同二十二年当時は東西豊永村・大杉村共に人口は五千人を超えていた。その後設置標準が具体化され人口五千人以上の市街地的町村と表現が改められた。そして市街地的町村にはいくつかの条件が示されたが、結局これに該当したのは嶺北地方では本山町だけとなったのである。

この制度は警察内部からは指揮系統が二分化され、捜査がやりにくくなる面と、地方自治体からは財政的に裏付けのない制度として敬遠された。

県下でも自治体警察署設置返上の陳情が各地から寄せられて、その設置については紆余曲折うよきよくせつがあり、後年この法の



大杉検問所

改正まで設置を引き延ばし未設置で終わった町村もあった。

その後同二十六年に至り警察法の一部改正法が成立し人口五千人以上の市街地的町村であっても、住民の投票により自治体警察を存廃できる道が開かれた。

これによって、自治体警察を置いていた市町村は、住民投票によって次々と廃止を決定した。この結果、高知市を除き県下の自治体警察は姿を消し、県国家地方警察に統括された。高知市警察は昭和二十九年七月まで存続した。

昭和二十七年一月一日から、嶺北地区警察署は本山地区警察署と改称され、更に本山警察署となった。

同二十六年十月には西豊永村警部補派出所が同巡査部長派出所となり、新しく川口巡査駐在所が設置された。

同三十年六月、西豊永村巡査部長派出所は大田口部長派出所と改称し

た。

同三十三年には西峰駐在所が廃止となり、同四十三年に穴内駐在所を廃し、寺内駐在所と統合した。また、同四十九年四月には寺内駐在所を大田口部長派出所に吸収して、大田口幹部派出所とした。

この間に岩原・川口の駐在所も廃止されて、大豊町内の警察官駐在所は次のとおりになった。

名称 所在地 人員

大杉検問所 杉 六人

駐在巡査

駐在巡査は、その地域の治安と住民を保護する任務のほか、知識人として社会の指導的役割も果たした。

明治三十六、七年及び大正十年から十一年にかけて、立川駐在所に勤務した長岡京馬は、その自著『立川遺聞録』に次のような事項を書き残している。

一、立川に巡査が駐在したのは明治二十一年からである。巡査は各地を巡回して日夜治安の維持に努めた。

二、立川駐在所が他の駐在所と大きく異っているところは、県外に通ずる重要な官道筋に所在したため（明治二十年まで）、高知警察署より県外に護送する罪人の宿泊所として、仮留置場が設けられていた。

また、戒具かぶ等も多数準備して逃走を予防し、伊予川之江署に引き渡すまでは安心できなかった。

三、明治三十六年秋には、立川兩名に赤痢りよまろが大流行した。このため、村役場吏員や、立川衛生組合長等と共に、その患者の隔離や家庭の消毒・予防等に忙殺された。

長岡京馬も遂に感染して仮病舎に隔離された。医師は川口の山下佐吉、西豊永石堂の秋山真澄であった。

当時立川には伝染病隔離病舎の施設が無かったので、長岡はその必要性を警察署長を通じて村長に訴える傍ら、部落民の衛生思想の啓蒙けいもうと普及につとめた。この結果、部落民の理解と協力を得て、上名のケゴヤに茅葺かやがき平屋の避病舎を新築することができた。

当時の駐在巡査は、地域の公式行事はもちろんのこと隣家との争いから夫婦喧嘩けんかの仲裁までも引き受けなければならなかったという。



消防訓練の一斉放水

二 消防活動の推移

(一) 大豊町消防団の沿革

本町に消防としての組織が誕生したのは明治十五年である。

当時日本三大薬師の一つである豊楽寺の門前町として栄えた大田口集落と、全国的に著名な日本一の大杉を有する杉集落にそれぞれ消防組が結成されたのが消防として組織化された始まりである。

当時の消防組は私設で、それぞれの関係地区の中から組員を募り、地元有力者の寄付金や一般の寄付金をもって手押ポンプや組員の法被ほろびなどの必要な機械器具を購入して有事に備えた。

※明治四十五年九月一日

私設大田口消防組 手押ポンプ 一台

人員組頭以下 三十人

※明治四十五年十月一日

私設大杉消防組 手押ポンプ 一台

人員組頭以下 三十五人

以上二組の私設消防組は当時火災現場において義勇消防の精神を發揮してよく活躍をしたと伝えられている。

その後、年とともに人口の増大やこれに伴う集落の規模拡大、あるいは火災件数が多発の傾向にあるので、それぞれの集落地に消防組織化の必要性が認識され、具体化への積極的な動きが見えはじめた。そして大正七年になると各地区に申し合わせたように次々と私設消防組が結成された。

※大正七年四月一日

私設穴内消防組

手押ポンプ 一台

組員 二十五人

※大正七年四月二十三日

私設落合消防組

手押ポンプ 一台

組員 四十人

※大正七年五月一日

私設馬瀬消防組

手押ポンプ 一台

組員 三十五人

以上のとおり穴内・落合・馬瀬の各集落地に私設消防組を結成するとともに、大正七年六月一日になると大田口消防組に手押ポンプ一台が増加されてポンプ二台となり、人員も組頭以下七十人と人員装備ともに充実強化された。

また大正十二年四月一日に至っては私設大田口消防組が公設となった。

昭和十四年四月一日、日中戦争も次第に激化の色彩が濃くなって、従来の消防組が警防団と改称された。警防団は時代の進展とともにますますその必要性が痛感され、特に太平洋戦争の勃発に伴い戦時中を通じて団員の増加と装備の充実強化が図られ、腕用ポンプ十六台及び運搬台車等が配置された。

東豊永村 中央、西峰、土居、岩原

四分団 一〇〇人

西豊永村 川戸、大久保、大田口

三分団 一二〇人

大杉村 大杉、穴内、立川

三分団 一二〇人

天坪村 馬瀬、北川

二分団 五〇人

計

十二分団 三九〇人

昭和二十二年十二月二十三日

消防組織法が公布施行された。

昭和二十三年四月一日

警防団の名称が消防団と改称された。

昭和三十年三月三十一日

町村合併により大豊村消防団に統合された。

昭和三十年八月十五日

大豊村消防団条例が制定された。

大豊村消防団条例の制定に伴い従来の腕用ポンプから小型動力ポンプに切り替えられ、各分団に小型動力ポンプ一台が配置され、計十四台が装備された。

地区別団員数

東豊永地区 一〇〇人

西豊永地区 一〇〇人

大杉地区 一〇〇人

天坪地区

七五人

計

三七五人

組織

団長	一	副団長	四(地区団長を兼ねる)	地区副団長	四
分団長	一四	副分団長	一四	部長	四七
計	三七五			団員	二九一

昭和三十九年四月一日、大豊村消防団条例の一部改正により消防組織が次のとおり変更された。

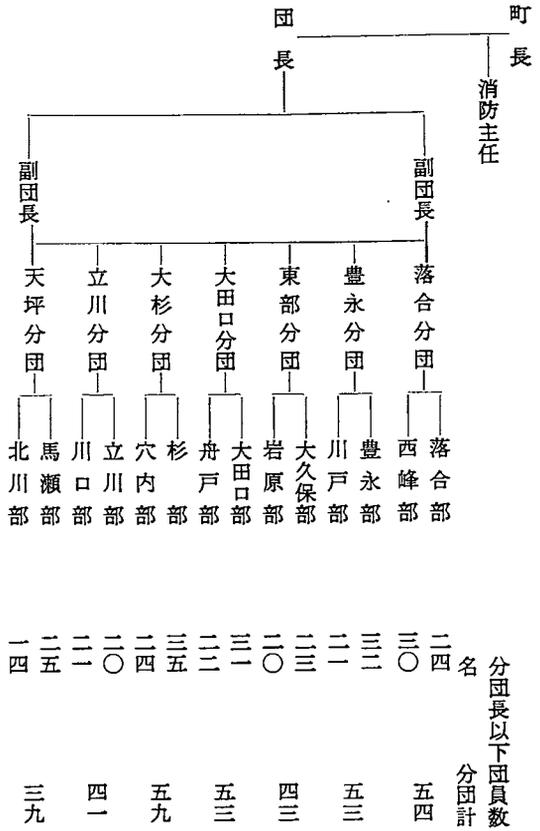
本部	三人	豊永分団	五十五人	落合分団	五十五人
大田口分団	五十六人	東部分団	四十六人	大杉分団	六十人
立川分団	四十五人	天坪分団	五十人		
計	三百七十人				

団長	一人	副団長	二人
分団長	七人	部長	十四人
班長	四十二人	団員	三百四人

装備として団服冬甲種が全団員に支給され小型動力ポンプ二十六台を充足し、昭和四十年に各分団に消防搬送車二台計十四台が配置された。

昭和四十七年四月町制施行により、大豊町消防団と名称を変更する。

昭和六十年四月現在の組織及び装備その他は次のとおりである。



小型動力ポンプ保有数 昭和五十九年には、四十六台を次のように配置している。

西峰部	三	落合部	四	豊永部	三	川戸部	三
大久保部	四	岩原部	四	大田口部	四	舟戸部	二
杉部	五	穴内部	三	立川部	三	川口部	三
北川部	三	馬瀬部	二				

また、消防搬送車は各部に一台、計十四台を保有している。

消防団員の年齢別構成（六〇・四・一現在）

年齢別	人数	年齢別	人数	年齢別	人数
一八歳	二人	三二歳	六九人	四六歳	三九人
二〇歳	二人	三三歳	六人	四五歳	七人
二一歳	三人	三四歳	八人	五一以上	
二二歳	三人	三五歳	八人	平均年齢	三七・一才
二五歳	三人	三六歳	八人		
二六歳	三人	三七歳	八人		
三〇歳	三人	四〇歳	八人		
		四一歳	八人		
		四五歳	八人		

消防団員の在職年数

在職年数	人数	在職年数	人数	在職年数	人数
五年未満	九七人	一〇年	七五人	二〇年	二七人
五年	七二人	一五年	四九人	二五年以上	二四人
一〇年		二〇年			

歴代消防団長

- 小嶋 清利 昭和三十年三月より昭和三十六年五月一日まで
- 森下 勇 昭和三十六年五月二日より昭和四十五年七月十日まで
- 西岡 丈 昭和四十五年七月十日より勤続中

(一) 嶺北消防署の沿革

昭和四十八年

五月。大豊町、本山町、土佐町、大川村、本川村の嶺北五か町村の合議で嶺北消防組合設立について知事に申請



嶺北消防署大田口出張所

し認可を受けた。

。消防本部を本山町役場に置き、町職員一名を兼務として設置し、消防幹部要員七名を五か町村から採用した。

。初代組合長に大石里喜を選任した。(本山町長)

六月。消防本部を本山町消防団中央分団本部に移転した。

。署長以下署員が八人となった。

八月。指令車一台及び救急車一台を備え付けた。

九月。嶺北消防署大豊出張所を大豊町消防団杉分団高須屯所に仮開所し、六人を配置し、救急業務を開始した。

十月。第二次消防職員十七人を採用した。

。嶺北消防署本部及び大豊出張所庁舎(寺内二五八番地)の起工式を挙行した。(大豊出張所は、鉄筋コンクリート二階建て延べ一

四四・一平方メートル)

昭和四十九年

三月。嶺北消防本部(署)庁舎が竣工した。

。消防無線電話機を備え付けた。

四月。大豊出張所落成式を挙行し、新庁舎に移転した。

七月。職員配置は次のとおりである。

本 部 五人(女子一人)

本署 十六人
 大豊出張所 十二人
 大川本川出張所 八人
 計 四十一人

昭和五十一年三月より各町村に防火水槽の設置を開始した。

昭和五十四年

四月一日。嶺北消防組合を解散し、嶺北広域行政事務組合を設立した。

消防団消防ポンプ自動車等現有数(六〇・四・一現在)

種別		消防ポンプ自動車		小型動力ポンプ積載車		小型動力ポンプ	
町別	種別	台	台	台	台	台	台
大豊町	大	一	一〇	一五	一	一	一
本山町	大	一	二	三	一	一	一
土佐村	大	一	七	三	一	一	一
大川村	大	一	三	三	一	一	一
本計	大	二	三五	四五	一	一	一

消防水利状況(五九・四・一現在)

町別	消防栓		防火水槽		その他
	公設	私設	一〇〇m ² 以上	四〇〇~一〇〇〇m ² 未満	
大豊町	二三			六三	(三)
本山町	一			五五	
土佐町	二八			四一	(二五)
				二〇〇~四〇〇m ² 未満	

消防団消防無線設置状況(六〇・四・一現在)

大川村	九	(一)
本川村	四	(二)
計	一七二	(二九)

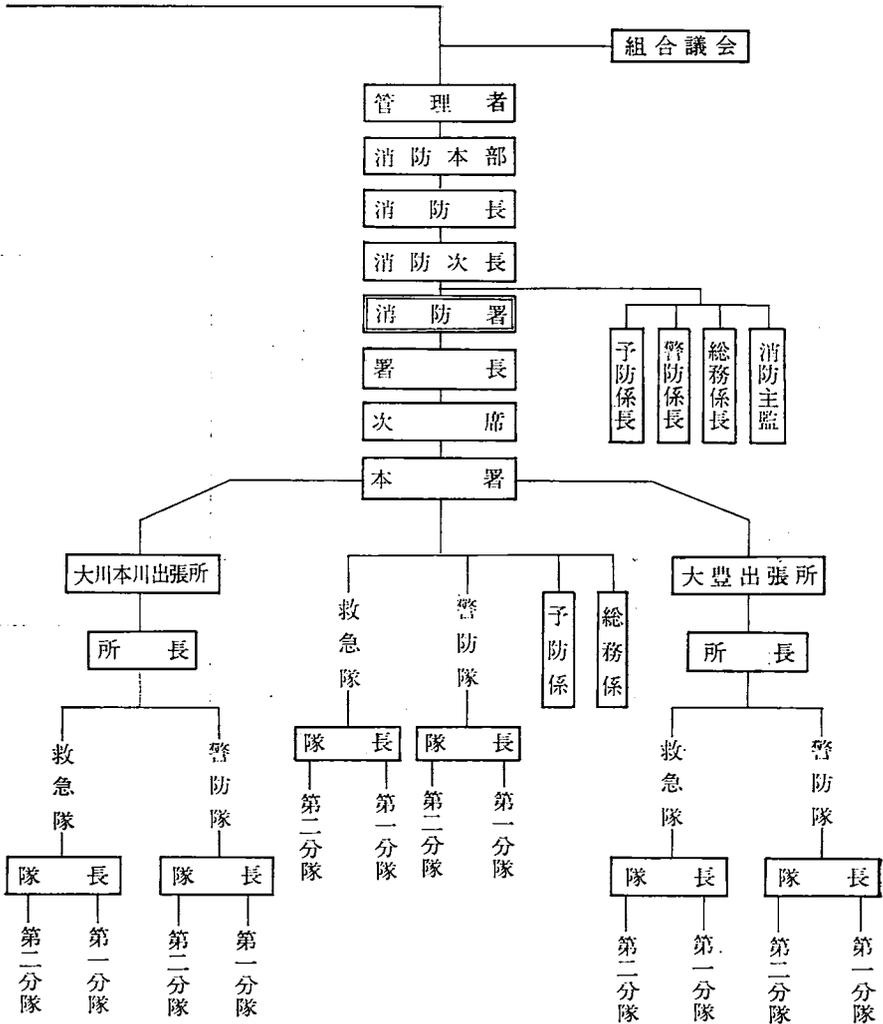
団名	局別	移動局		
		一〇W	五W	一W
大豊町		一五		一六
本山町		一六	六	一六
土佐町		一〇		一八
大川村		三五		一〇
本川村		四九	六	一〇
計	二	四九	六	五七

一、嶺北広域事務組合歴代組合長 管理者

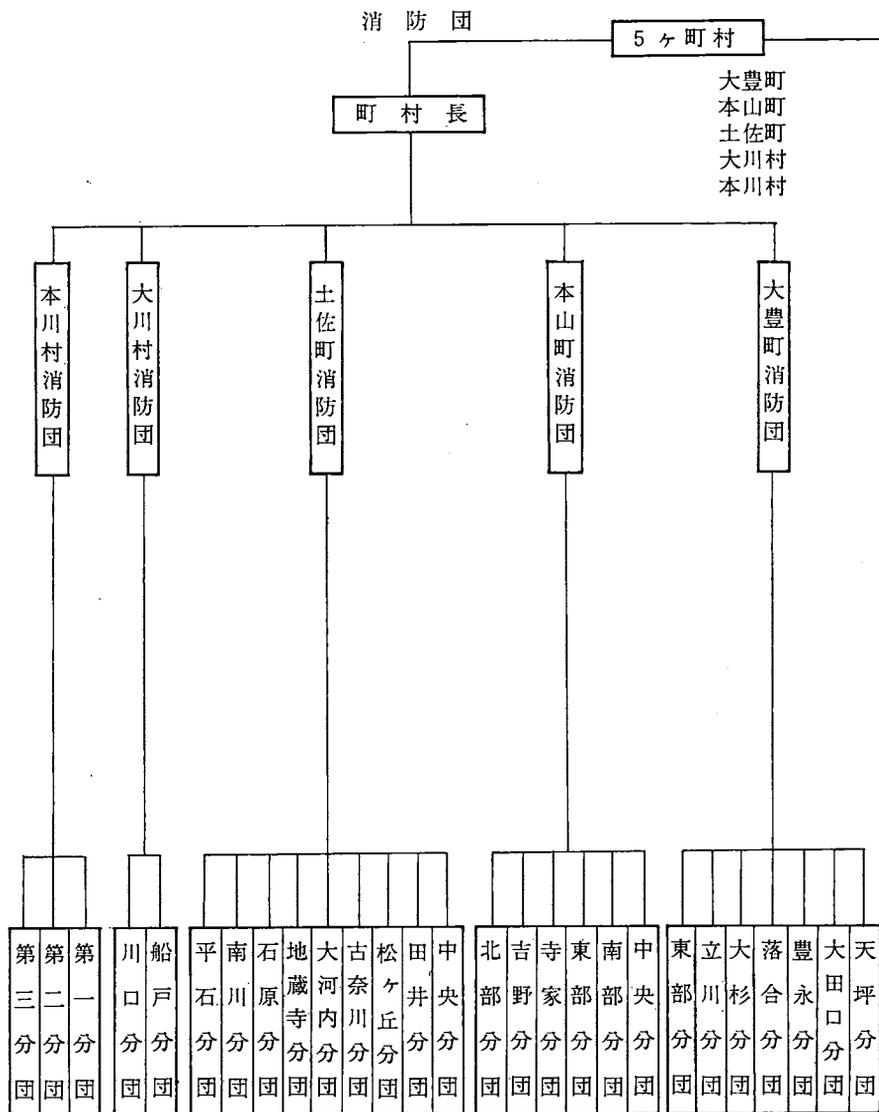
(嶺北消防組合長を含む、以下同じ)

年代	氏名	在職期間
初代	大石里喜	昭四八・五・一九より 〃五二・八・二五まで
二代	今西貞茂	昭五二・八・二六より 〃五六・三・三一まで
三代	門田盛一郎	昭五六・四・一より 〃五六・八・三一まで
四代	今西貞茂	昭五六・九・一より 〃六〇・八・二四まで
五代	澤田勇	昭六〇・八・二五より 現在

嶺北広域行政事務組合



嶺北の消防機構



二、嶺北消防本部歴代消防長

三、嶺北消防本部歴代消防次長

年代	氏名	在職期間
初代	松岡行雄	昭四八・六・一一より 〃五九・三・三一まで
二代	今西貞夫	昭五九・四・一より 〃五九・四・三〇まで
三代	川田昌弘	昭五九・五・一より 現在
嶺北消防本部歴代消防次長		
年代	氏名	在職期間
初代	川田昌弘	昭四八・七・一より 〃五九・四・三〇まで
嶺北消防署歴代署長		
年代	氏名	在職期間
初代	松岡行雄	昭四八・六・一一より 〃五四・三・三一まで
二代	川田昌弘	昭五四・四・一より 現在
嶺北消防署大豊出張所長		
年代	氏名	在職期間
初代	門脇正泰	昭四八・一一・二二より 〃四九・六・三〇まで
二代	三谷隆啓	昭四九・七・一より 〃五〇・六・三〇まで
三代	門脇正泰	昭五〇・七・一より 〃五二・三・三一まで
四代	上村貫之	昭五二・四・一より 〃五五・三・三一まで
五代	沢田憲二	昭五五・四・一より 〃五七・三・三一まで
六代	門脇正泰	昭五七・四・一より 〃五九・四・三〇まで

三 衛生行政

(一) 伝染病とその予防

明治新政府は、開国進取の方針で西洋医術の採用を決め、西洋医学に基づく衛生行政として最も早く施行されたのが種痘である。明治三年四月にはその普及徹底を期する布告が発せられた。種痘のほかにも売薬取り締まりや薬品検査も行われたが、まだ極めて初歩的であり貧弱であった。

明治七年十月「種痘規則」、同九年五月に「天然痘予防規則」が出されたが、これは予防接種を義務制とした我が国最初の法による規則であった。

明治初期は幸いにも全国的に天然痘のほか、みるべき伝染病の流行は少なかった。本県でも早くから天然痘の予防対策として種痘の普及徹底を図り、明治三年二月外国医師を招へいして治療に当たらせ、同月七日種痘施行を次のように令した。

「この度、医学司において種痘を行うので城下及近郷・浦、種痘を乞う者は来る十五日以後、午前八時から九時まで右司へ出ることを尤も散花料として一人に銀四拾匁を納むべし。」

コレラ・腸チフス・赤痢・ジフテリア・発疹チフス・天然痘等が流行したので、明治十三年七月に「伝染病予防規則」を制定した。

この規則では、まず、前記六種の諸病を法定伝染病と規定した。そしてこれらの伝染病を診断した医師は二十四時間以内に、町村衛生委員に通知することを義務づけ、衛生委員は大区长及び最寄りの警察に通知しなければならないこととした。

県下の天然痘は、明治十三年患者二百七十七人、死者六十一人、同十四年患者九百十六人、死者百六十七人、同十九年患者一千七十三人、死者百九十六人、同二十年患者三千四十二人、死者四百九十九人と年を追って増加したが、種痘の普及により同二十六年には患者二百四十人、死者四十七人と漸減した。

当時、大豊町（東豊永）出身の豊永快蔵が、土佐種痘医の先駆者として活躍したことは有名である。

その当時の衛生委員の任命書が、大久保桑名家に保存されているので掲示する。

桑名 定親

長岡郡、大平村・怒田村・川井村・大滝村
 中内村・南大王村・大砂子村・西峰村・柚
 ノ木村・下ノ土居村・笹木村・八川村・永
 湖村・柳野村・岩原村・大久保村衛生委員
 申付候事

明治十八年六月十六日

高知 県

高知
 県印

赤痢は腸チフスとともに、明治・大正を通じて最も流行した伝染病であった。大豊地方でもこの罹病者が極めて多く、各所に避病舎を建設して伝染病の予防と治療に苦心した。

赤痢は県下的には、明治十八年を最高に毎年繰り返し発生し、その流行地も全県下に及んだ。なかでも山間僻地では衛生思想が普及せず、その上、地理的にも予防消毒上不便であったため病菌の撲滅も容易ではなかった。

警察では予防事務に努めるかたわら、衛生組合委員等に予防消毒の実務を指導し、かつ衛生組合規約の履行を督促した。警察官吏や市町村吏員は特に厳密な視察を行って、隠蔽患者や潜在患者の発見に努め、春秋の清潔法施行の際には特に便所及び病毒潜伏の疑いがある場所の消毒を励行させた。

一般住民に対しては展覧会、写真展、幻燈会、通俗談話など簡易な方法で衛生思想の普及徹底を図った。明治末期には一応予防、消毒隔離などと本人の衛生によつて伝染病のまん延を防ぐことができた。

大豊地方でも、明治・大正時代には赤痢が大流行した。これについて当時の新聞や島崎慶馬の備忘録から数例を挙げる。

一、長岡郡久寿軒組合村では、明治二十年七月九日から二十七日の十九日間に、赤痢患者四十二人が発生し、七人が死亡した。

死亡者のうち一人は、近辺に親戚縁者が全く無く死体の埋葬に困り、戸長や筆生は埋葬人夫を雇うために奔走したが、住民達は病気の伝染を恐れて応ずる者がなかった。このため、やむなく戸長自から埋葬する準備をしているのを近隣の者が見て驚き、協議の末ようやく小川村より人夫を雇い埋葬し汚物を焼却した、と高知日報は報じている。

二、高知県は明治二十九年十月三十日、赤痢の予防について訓令を発した。

それによると、明治二十九年四月十三日から同年十月二十五日までの六か月間に発生した県下の赤痢患者は一千四百四十人、うち死者は二百七十三人に達した。特に吾川郡池川町、長岡郡東豊永村、東本山村……(中略)に大流行した。

このため、町村長は警察官と協議して来る十一月十日より同二十五日までの間に、村内の大清掃と不潔の場所の消毒を行い、病原菌を明年に残さないように訓令するとともに、その結果を県庁に報告するよう厳しく指導した。

三、明治四十年七月八日、西豊永村川戸に赤痢発生、以来翌年一月二十九日まで村内十七部落に蔓延し、患者七十五戸、罹患者百五十一人、(うち死者二十八人)にまで及んだ。

このため衛生委員であった島崎慶馬は、川戸駐在巡查、大田口駐在巡查とともに協力して、患者の収容、死亡者の埋葬、或は患者や近辺の消毒等を行った。

特に川戸、連火は各三十人以上の患者を出すに至り、隔離病舎に不足を生じ、仮避病舎を急造してこれに充てた。

大正年間における高知県下の赤痢並びに腸チフスの罹患者数は次のとおりである。

大正年間、罹患者調表					
病別 年別	腸チフス		赤痢		
	患者	死者	患者	死者	
大元 正年	193 ^人	57 ^人	289 ^人	41 ^人	
2 年	221	49	442	69	
3 年	306	68	239	49	
4 年	259	73	422	108	
5 年	416	79	319	84	
6 年	450	95	188	78	
7 年	400	103	491	207	
8 年	650	146	49	12	
9 年	485	131	181	83	
10 年	438	102	242	115	
11 年	407	93	384	168	
12 年	467	111	395	166	
13 年	337	100	315	164	
14 年	424	107	186	120	
15 年	790	215	251	134	

(高知県統計書による)

(二) 衛生組合の設立

伝染病に対して無知であった住民も漸次伝染病の実態を認識するようになり、かつ、行政機関のたゆみない指導に啓発されて自覚を高め、市町村住民の自発的意思による衛生組合設立の気運が高まってきた。

従前も伝染病流行の折には警察官吏や衛生主務吏員が、住民にその予防法や消毒法について懇切に説き聞かせるなどしていたが、明治二十三年は再びコレラ(県下の患者七百二十三人、死者五百三人)と腸チフス・赤痢の流行を見、この年の十一月高知県告示をもって、伝染病予防心得書が配布され、衛生組合設立の動きが県下各所に見られた。

衛生組合は、市町村単位の任意団体で便宜上およそ五十戸以下をもって一組とし、地名等を冠して名称をつけた。その活動は伝染病患者の早期発見、市町村の行う消毒の補助、患者の隔離送院に関する協力などの伝染病予防活動である。

明治三十年三月制定された伝染病予防法で、衛生組合は伝染病予防の協力組織として法制化された。

同三十年九月の「伝染病予防法施行細則」（県令第六五号）や同年同月「伝染病予防事務取扱心得」で、衛生組合の組織や活動が詳細に規定化され、組合の設立が活発となった。

明治三十八年九月「衛生組合規則」が定められ、市町村内に衛生組合が設けられた。

組合は市町村内大小字の区域により、おおむね市は六十戸以内、町村は三十戸以内をもって一組とし、市町村長がこれを定め、組合区域内の居住者はすべて組合員とし、互選で組合長、副組合長各一名、委員若干名を置くことされた。

大豊町葛原部落における当時の衛生組合規約書が保存されている。この規約は二十九条から成り、条によっては更に数項目から十数項目に分けて、詳細かつ具体的に決められているが、ここでは抜粋にとどめる。

各部落の衛生組合規約もこれに準じたものと考えられる。

衛生組合規約書

（葛原部落）

第一条 本組合ハ葛原衛生組合ト称ス。

第二条 組合員ハ法令ノ規定及担当吏員ノ指示ニ従ヒ、清潔方法、消毒方法其ノ他伝染病予防法ニ関シ一致協力シテ、其ノ周到ヲ期シ、組合内ノ健康ヲ保持スルモノトス。

第三条 本組合ハ組合長、副組合長各一名、委員五名ヲ置キ本規約諸般事務ヲ監督セシム。但其ノ選挙ハ組合員ノ戸主ニヨリ行ナウモノトス。

第四条 組合長任期ノコト。（省略）

第五条 副組合長、委員ノ任務ノコト。(省略)

第六条 組合長以下委員ニハ相当ノ報酬ヲ給スルモノトス。但其ノ額ハ組合會議ニ於テ之ヲ定メ村長ノ承認ヲ受ケルモノトス。

(明治三十一年の組合長報酬は年額七円十錢、委員は米三升五合であった。)

第七条 組合長ハ毎月一回以上、委員ハ毎十日ニ一回以上其ノ受持区域内ヲ巡視シ、規約実行ヲ監督スルモノトス。

第八条 組合役員ノ日常心掛ケルコト。(省略)

第九条 伝染病発生時ニ於ケル役員ノ申告義務ニツイテ。(省略)

第十条 (省略)

第十一条 組合長、委員ハ交通遮断又ハ隔離セラレタル者ニ対シ諸般ノ便宜ヲ与エルモノトス。

第十二条 清潔方法施行ニ関スル周知徹底ニツイテ。(省略)

第十三条 組合會議ノ招集ニツイテ。(省略)

第十四条 總會ノ議決ヲ要スル事項。(省略)

第十五条 役員會ノ決議ヲ要スル事項。(省略)

第十六条 (省略)

第十七条 清潔方法(大掃除)実施ニツイテ、(本条は十八項目に分けて詳細に定めている。その中で、特に井戸や便所の周
辺等不潔になりやすい場所を常時清潔に保つこと、また家屋の大掃除の場合は畳や床板を上げ、建具は取り外し床下や押入
に至るまで充分掃除をしなければならないとしている。)

第十八条 各自衛生法ヲ守リ健康ヲ守ルコト。(本条も九項目を挙げて、寢具の日光消毒・飲食器の洗滌・飲用水は一年一回
以上水質検査を実施すること等を細かく定めている。)

また神仏を信仰するは各人の自由であるがこのために医療を廃してはならないとしている。)

第十九条 伝染病流行時ニ各人ノ注意スベキコト。(本条も十三項目に分けて定めているが省略)

第二十条 伝染病患者ニ於テ為スベキ消毒方法ハ組合ニテ補助スルモノトス。

第二十一条 伝染病患者ノ死体ヲ埋葬セントスルトキハ組合ニテ補助スルモノトス。

第二十二條 (省略)

第二十三條 (省略)

第二十四條

組合内ニ於テハ時々講話会又ハ衛生幻燈会ヲ開催シ、衛生思想ヲ喚起スルモノトス。

前項ノ場合ニ於テ、便宜他組合ト連合シ相当ノ弁士ヲ招スルモノトス。

第二十五條 (以下第二十九條まで 省略)

右規約条項ヲ遵守スルコトヲ表明シ、組合員左ニ署名捺印スルモノナリ。

明治三十九年十二月十日

長岡郡東本山村葛原
衛生組合長 高橋重次[㊤]

組合員署名捺印 省略

葛原歴代衛生組合長名

明治三十一年	宮内作吾	明治三十六年	久保貞五郎
” 三十二年	宮内作吾	” 三十七年	宮内棟吉
” 三十三年	久保英氣	” 三十八年	宮内徳内
” 三十四年	高橋清蔵	” 三十九年	高橋重次
” 三十五年	高橋重次	” 四十年	高橋重次

(三) 保健所と保健婦

保健所は疾病予防・健康増進などの一般住民の健康指導及び環境衛生に関する公衆衛生活動の第一線の機関である。

高知県には十か所の保健所が設置されていて大豊町は本山保健所の管轄に属する。



乳児の検診

業務は(1)結核・母子・成人・精神衛生などの健康相談や家庭訪問
 (2)ごみ処理などの清掃施設・料理飲食店・旅館・と畜場などの指導監視
 (3)公害防止の指導 (4)医療機関・薬事などの指導監視 (5)献血の
 指導 (6)防疫・試験検査・衛生統計・衛生教育などを行っている。

本山保健所は昭和二十七年七月に開設され初代の所長は大山純夫であつた。現在は所長岡林花子以下二十八人の陣容で所管の業務を推進している。

昭和十七年保健婦駐在制度が全国の都道府県で実施され高知県の定員は二十人であつた。その後終戦という混乱した時期に国からの補助金が打ち切られ廃止されるところが多かつたが、高知県はこの定員をそのまま継続した。昭和二十三年に至つて市町村駐在制が確立されて今日に至っている。

保健婦は地域の保健所に属し、ほとんどが地域内の市町村に駐在して活動している。保健婦は所定の専門教育を受け国家試験に合格した者に免許が与えられ、昭和五十年現在県下の保健婦の数は二百八人で、その約九〇%の百八十人が市町村の地域で住民の健康福祉のために働いている。業務内容は健康な人は更に健康が増進されて病気にかからないように、また、病気の早期発見、早期治療に結びつけるように正しい医療の受け方、療養の仕方などを援助している。

また最近多くなつた精神障害者に対する支援や脳卒中の予防、後遺症による寝たきり患者に対しても看護の方法・



天坪支所の保健婦

リハビリの方法など具体的な援助をしている。

この県保健婦の各市町村への駐在制は高知県の特徴であり現在百二十八か所の保健婦相談所を拠点として、県内のすみずみまでヘルスニードに対応して好評を得ている。

大豊町内の駐在保健婦の担当区域の変遷を次に掲げる。

保健婦担当地区の変遷

昭和二十三年十二月

- 。県保健婦制度を創設
- 。中央保健所の管轄となった。

。東豊永村、西豊永村で一人 駐在

。大杉村、天坪村で一人 駐在

昭和二十五年四月

。東豊永村、西豊永村、大杉村、天坪村にそれぞれ一人 駐在

昭和二十七年七月

。本山保健所開設

昭和三十年三月三十一日

。東豊永村、西豊永村、大杉村、天坪村四か村合併、大豊村となった。

昭和三十一年九月



保健婦の母といわれ日本看護協会副会長の
上村聖恵（大豊町連火出身）

。天坪村地区南部五部落が分村して土佐山田町に編入した

昭和三十四年六月。

。枯谷、小川、大王上部落が天坪駐在担当となった。
（前大杉駐在担当）

昭和三十六年六月

。穴内一区、二区、三区、磯谷、尾生、式岩部落が天坪駐在担当（前大杉駐在担当）

。目付、和田部落が西豊永駐在担当となった。

（前大杉駐在担当）

昭和三十八年四月

。再び小川、大王上部落が大杉駐在担当となった。（前天坪駐在担当）

昭和三十九年四月

。立川地区（へき地）に保健婦増員駐在（立川出張所に駐在）

。立川部落及び川口、谷部落を担当（前大杉担当）

。永渕、柳野、大砂子、大久保、岩原、三谷筏木部落が大杉駐在の担当となった。（前西豊永担当）

昭和四十四年十二月

。立川保健衛生相談所開設（保健婦駐在）

昭和四十七年四月一日

大杉駐在保健婦担当地区

杉、小川、津家、高須、日浦、大王上、大王下、葛原、川口南、桧生、永淵、柳野、大砂子、大久保、三谷、岩原、筏木

天坪駐在保健婦担当地区

戸手野、本村、峰、馬瀬、久寿軒、北川二区、北川一区、桔谷、式岩、穴内一の1、穴内一の2、穴内二、穴内三、磯谷、尾生

西豊永駐在保健婦担当地区

西土居、佐賀山、上東、中屋、黒石、東庵谷、西庵谷、舟戸、大田口、石堂、西梶ヶ内、奥大田、西寺内、東寺内、安野々、東梶内、西久保、川戸、連火、下桃原、上桃原、東土居、八川、和田、目付

立川駐在保健婦担当地区

一谷、川口、一の瀬、立川三谷、中央、刈屋、中和、仁尾ヶ内

東豊永駐在保健婦担当地区

大平、大滝、落合、川井、高原、中内、野々屋、土居、久生野、大畑井、沖、蔭、柚木、三津子野、怒田、南大王、川又、八畝、立野、西川、粟生、発電所

四 医 業 史

明治から大正にかけて、医師は大豊町各地に在住していたが、現在のような健康保険の制度はなく、交通の便は悪



志和久壽満頌徳碑

く、その上現金収入の方途も極めて限られていたので簡単な疾病で医師の診察を受ける者は極めて少なかった。長患いの病人でも出ると、全財産を失い、その上、借金まで抱え込む家は珍しくなく、風邪や少々の腹痛などは年に一度回って来る富山の置き付けの薬などでのぐことが多かった。

健康保険制度が確立されるまでは、医師への治療費や薬代の支払いは盆、暮の二回払いが慣例で、医師の家で使用する木炭を年末に運び込んで薬代の支払いに充てた話

もある。

保健、疾病予防の知識も十分でなかったため、一度伝染病でも発生すると、たちまちまん延して手の施しようもない状態になった。このため医師や、村当局、警察も協力して防疫に当たったがたいいの場合まん延は防げなかった。また明治初年の地方在住医師はほとんど漢法医であったため、入院設備など十分でなく、患者の多くは自宅療養であった。

医師の仕事は、来院患者の診察と投薬、往診で、入院患者をもたなかったためか、手習いの師匠としても郷土の教育に功績のあった人が多かった。

明治後期になると、近代医療に対する住民の期待も大きくなり、東豊永村柚木では有志二十五人が出資して病院を

開設し、院長に小笠原国斉、診察医に高橋干城を招いて痲疾難患、外科治療に当たらせ伝染病のまん延にも対応しようとした。

また貧しい人々に対しては無料診療を実施すると報道されているが、長続きしなかったようで、その後の記録が見当たらない。

西豊永村においても、昭和初年に伝染病については入院費、治療費全部を村負担として診療を実施している。

このように医師、行政当局、地域住民の協力によって、人々の健康を守る努力は続けられた。

医家の中には数代にわたって町内の医療に従事した家系も多く、献身的な医師の中には土地の子弟中から優秀な人材を見いだし、養子として医学の修業をさせ地域の医療に献身した人の碑も残っている。

医籍録（大豊町）

医師氏名	出身地 又は開業地	登録番号	記 事
吉田 秀光	下ノ土居		(一) 吉田秀政の第三子 (二) 号、雲濤、通称、吉弥 (三) 下ノ土居に於て医業 (四) 怒田村で開業(漢法、洋法) (五) 明治四五・五・二六病死 七五歳
豊 永定 衛 怒 田	怒 田	一〇二三	(一) 安政六・九・九生 (二) 明治二年試験合格 (三) 怒田、三ツ子野において開業 (四) 高原に移転 (五) 川井字栃ノ本に再移転開業
岡村 馬助	西 峰	四一〇	(一) 嘉永五・一・一五生 (二) 西峰で開業
小笠原 園 斉			(一) 明治二九年三月柚木において開業、院長 (二) 洋法・内・外科
高橋 干城			(一) 小笠原国斉院長のもとでの勤務医
志和 守重	筏 木	二五九三七	(一) 明治一九・一一・六生 (二) 明治四三年熊本医専卒業 (三) 筏木に於て開業

医師氏名	又は開業地	登録番号	記 事
志和文平	大 木		(一) 志和守重の養子 (一) 明治二〇年三月二日の新聞記事・児童に無謝儀で種痘を実施 (一) 大平村で医業に従事
門田鹿次郎	大 平		(一) 吉田秀光の養子 (一) 明治二三・四・二五医師試験合格 (一) 明治一三・一〇・二一生 (一) 明治四一年日本医学校卒業 (一) 愛媛県上分町で開業 (四) 大阪市西淀川区に移転開業 (四) 昭和九年下土居に移転開業秋山医院
吉田政静	下土居	二四五七〇	(一) 明治二三・一・三〇生 (一) 大正四年熊本医専卒業 (一) 高知市武田病院勤務 (四) 大正五年朝鮮平安南道において開業 (四) 大正七年釜山検疫所勤務 (六) 大正一一年京南普州慈恵病院勤務 (七) 熊本市谷病院勤務 (八) 大正一三年高知病院勤務 (九) 昭和元年朝鮮京畿道立水原病院勤務 (十) 昭和一四年八月、落合において島崎医院を開業
島崎祐秀	土佐郡	三六六六八	(一) 明治四五・四・二一生 (一) 昭和一〇年日本大学医学部卒業 (一) 神奈川県溝口病院勤務 (四) 昭和一三年五月、落合において上村医院開業 (四) 昭和一三年九月日華事変応召、負傷、軍医中尉
上村徳家	三ツ子野	七五八四二	(一) 昭和七・五・一一生 (一) 昭和三四年三月、昭和医科大学卒業 (一) 昭和三五年医師試験合格 (四) 昭和三五年四月、高知市島本病院勤務 (四) 昭和三六年三月井ノ川診療所勤務 (六) 昭和三七年五月六日、落合診療所勤務 (七) 昭和三八・一〇・一 落合において高橋医院を開業
高橋康彦	本山町	一七四二〇八	(一) 昭和三・七・二生 (一) 昭和一五年阪高医専卒、兵庫病院勤務 (一) 昭和一六年兵庫県、京都府において開業 (四) 昭和二六年八月移転東土居において大坪医院開業 (四) 豊永中学校々医
大坪盛政	東土居	九三五七九	(一) 秋山朝信医師の養子 (一) 東土居において秋山歯科医院開業 (一) 村内各学校々医
秋山信吉			(一) 昭和三〇・四・三〇生 (一) 昭和五五・三・三一愛知学院大学歯学部卒
秋山公生		八〇八二九	

長谷川 伝吉	秋山 真澄	長野 楠太郎	桑名 定澄	桑名 定篤	長谷川 道一	小牧 謙之助	川村 満海	笹岡 千鶴子	岡崎 啓	佐竹 律子	佐竹 義弘
田井村 堂	石井 堂	永 洌	大 久 保	大 久 保	寺 内		落 合		岩 原		
一八七四四		二二八七〇				一五七三〇〇		一六二九七三		二二〇二二五	

- 業 (一) 昭和五五・六・三〇医師免許取得 (四) 昭和五五年七月高知市勤務 (四) 秋山信吉長男
- (一) 下ノ土居において佐竹医院開業
- (一) 佐竹義弘医師の妻 (一) 佐竹医院勤務
- (一) 明治三七・八・二五生 (一) 昭和一二年医師試験合格 (一) 元山府山川病院副院長 (四) 昭和一六年五月元山において開業 (四) 岩原に引揚げ、岡崎医院を開業 (一) 大砂子・岩原両校校医 (一) 町議会議員
- (一) 蔭部落出身の笹岡伸為の長女 (一) 笹岡医院において勤務
- (一) 大正一五・一一・七生 (一) 昭和三一年日大卒業 (一) 昭和三二年香北病院勤務 (四) 昭和三四年落合診療所勤務 (四) 昭和四〇年四月本川診療所開業
- (一) 昭三・八・二三生 (一) 昭和二八年阪医大卒業 (一) 昭和三〇・九・一三高知日赤勤務 (四) 昭和三六年落合診療所勤務 (四) 高知市に移転開業
- (一) 父、長谷川道寿につき漢法医学修業 (安政六年〜元治元年、六か年)
- (一) 江ノ口村森沢道順につき漢法医学修業 (慶応元年〜同三年、二か年余)
- (一) 朝倉村入交道順につき漢法医学修業 (慶応三年〜明治二年、三か年余)
- (一) 明治三年四月医師免状を受く (四) 明治三年八月種痘御用となる (一) 明治三年一月寺内において開業 廃業年月不明
- (一) 天保一〇年生 (一) 明治元年二九歳で医師となる (一) 大久保において開業 (四) 大正元年七四歳死亡
- (一) 慶応二年生 (一) 医師桑名定篤の養子 (甥) (一) 慶応義塾卒業 (四) 高知県から検疫官を命ぜらる (四) 明治三九年四一歳で死亡
- (一) 明治一〇・六・五生 (一) 三高医学部卒業 (一) 明治三三年医師試験合格 (四) 大田口において長野医院開業
- (一) 明治三六ころ医業に従事
- (一) 明治八・三・一九生 (一) 東京済生学舎修業 (一) 明治三七年医師試験合格 (四) 高知市片山病院勤務 (三年) (四) 高知病院実地研究三年 (一) 明治三八年窪川町において開業 (一) 大正元年寺内において移転開業 父祖八

医師氏名	又は出身地	登録番号	記 事
大坪 弥盛	川 戸	三四五三一	代のあとを継ぐ (ハ) 医師会評議員、村議会議員、学校校医 (一) 明治一六・五・二生 (二) 日本医学学校卒業 (三) 大正三年医師試験合格 (四) 東京日本橋区小谷野氏につき泌尿生殖器科研究 (五) 明治四一年東亜医学 学会試験修了後高知市下方病院・長尾病院・佐々野病院・高知病院にて実地 研究 (六) 蓮池幡外科病院を設立 (七) 大正三年川戸において大坪医院を開 業
北村 美義	永 湖	四六三三七	(一) 明治二五・二・六生 (二) 大正九年大阪大学卒業 (三) 大正一〇年徳島 県において開業 (四) 大正一二年永湖において北村医院を開業
北村 林清	永 湖	七六七二〇	(一) 嘉永年間の生 (二) 永湖において医業に従事 (三) 明治二七年死亡 (四) 明治四二・八・一二生 (五) 昭和一〇年日本医大卒業 (六) 西豊永村下 ノ土居において上村医院開業 (七) 昭和一三年一月日華事変応召 軍医少尉
門田 宗吾	西 土 居	八六八四四	(一) 文政七年生 (二) 明治一四年旧一〇月七日死亡五七歳 (三) 西豊永村東 梶ヶ内に在住か (四) 墓碑に医師とある。
高井 適	福 島 県	六三二四一	(一) 明治四一・八・七生 (二) 昭和一三年東京帝国大学医学部卒業 (三) 昭 和一六年応召軍医 (四) 昭和二〇年開業 (五) 昭和二七年舟戸において大田 口診療所開業 (六) 大田口小学校校医
長野 子	西 豊 永	九八七一九	(一) 大田口において医業に従事 (二) 明治三六・三・一〇生 (三) 昭和五年 慈大卒業 (四) 昭和一二年神田橋病院勤務
上村 茂明	西 豊 永	七五	(一) 大正二・一・一六生 (二) 昭和一六年平壤医専卒業 (三) 大阪市瀬田外 科病院勤務 (四) 応召二回軍医 (五) 昭和二年一〇月西土居において上村 診療所開業 (六) 西豊永小学校々々医 (七) 町議会議員
山下 佐吉	川 口	七五	(一) 安政二・三・二生 (二) 明治一七年医師試験合格 (三) 大杉村川口にお いて開業。山下孝文の父
坂本 重長	高 須	五七三七	(一) 文久元・六・二四生 (二) 明治一七年医師試験合格 (三) 長岡郡医師会 理事

朝倉 齊 繁 藤	朝倉 端 馬 頰	朝倉 義 路 天 坪 村	北 野 英 一 石 川 県	北 野 博 一 石 川 県	豊 永 文 吉 東 本 山 村	田 村 朔 東 本 山 村	長 瀬 球 造 杉	立 田 正 行 杉	秋 山 健 二 杉	秋 山 実 杉	上 村 敏 明 高 須	永 野 秀 吾 日 浦	安 松 良 驥 大 杉 村
	一〇一八三四	一四〇〇二							一三二一八七	四九七三四	七六六五八	三八六〇〇	一二二三五

- (一) 明治六・九・一四生 (一) 明治三七年医師試験合格 (一) 長岡郡医師会副会長。大杉村村長及び村会議員。長岡郡都議会議員
- (一) 明治三・五・一八生 (一) 東京済生学舎卒業 (一) 大正五年医師試験合格 (一) 土佐山田町生方病院勤務 (一) 大阪市大石病院勤務 (一) 大正五年五月日浦において永野医院開業 (一) 大杉村村医、学校校医
- (一) 明治四〇・一二・二生 (一) 昭和一〇年大阪高医専卒業 (一) 高須において上村医院開業
- (一) 明治三一・一・三一生 (一) 大正一一年岡山医専卒業 (一) 大正一一年八・一九医師試験合格 (一) 楠病院・高知病院勤務 (一) 本山町立日光病院長 (一) 昭和二三年杉において秋山医院開業 (一) 川口・立川兩校校医
- (一) 大正一五・七・九生 (一) 昭和二五年岡山医大卒業 (一) 高知市立病院内科勤務 (一) 昭和三〇年一月秋山医院(父経営)で勤務
- 。明治三四年。大阪大医学部卒。杉三〇番地 昭和二一年三月。死亡 昭和二三年四月二十九日
- (一) 昭和二三年杉において、長瀬病院開業 (一) 大杉・穴内兩校々医
- (一) 飯田文書中に医師とあり。
- (一) 明治三八・三・三〇の新聞によると医師免状交付の記事あり
- (一) 昭和一一・一一・二七生 (一) 昭和四九年大阪医大卒業 (一) 岡山大病院内科・別子病院・本山町立嶺北中央病院勤務 (一) 昭和四四年一月二月大杉中央病院開業
- (一) 昭和四・五・二生 (一) 昭和四十六年金沢大卒業 (一) 昭和五〇年金沢大学院修了助手 (一) 昭和五二年医学博士 (一) 大杉中央病院勤務
- (一) 明治八・五・二二生 (一) 明治三三年三高医学部卒業 (一) 明治三九年繁藤において開業 (一) 郡医師会理事
- (一) 久寿軒・天坪兩校校医 (一) 明治四四・一一・二九生 (一) 昭和一六年岩手医専卒業 (一) 戸手野で開業 (一) 昭和三三年九月移転朝倉医院開業
- (一) 明治三七・一〇・一五生 (一) 新潟医科大学卒 (一) 昭和一五年四月 (一) 天坪村繁藤開業 (一) 昭和三〇・六・三〇没 (一) 朝倉義路二男 (一)

